

令和 7 年 7 月 16 日

(お知らせ)

## 環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、大成産業株式会社に対して指名停止措置を行いました。 詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：菊池 豊

課長補佐：横田 亮之

TEL：022-722-2870

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
大成産業株式会社	青森県青森市大字浜田字玉川 262 番地 9

### 2 指名停止措置期間：

令和 7 年 7 月 16 日～令和 7 年 10 月 15 日（3 ヶ月）

### 3 指名停止措置の範囲：

東北地方環境事務所管内

### 4 事 実 概 要：

大成産業株式会社の代表取締役及び社員は、秋田県が発注した道路補修工事及び道路・河川維持管理業務委託を巡り、同県職員が大成産業が下請けとして受注できるようにした見返りに現金を渡したとして、令和 7 年 4 月 26 日、秋田県警に贈賄の容疑で逮捕された。

### 5 指名停止措置理由：

上記のこととは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第 2 第 3 号及び「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」別表第 2 第 3 号に該当する。

○物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領

別表第 2 一 抜粋 一

措 置 要 件	期 間
(贈賄)  3. 次のア、イ又はウに掲げる者が当該部局の管轄区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3 ヶ月以上 9 ヶ月以内

○工事請負契約等に係る指名停止等措置要領

別表第2 一 抜粋 一

措置要件	期間
(贈賄)  3. 次のア、イ又はウに掲げる者が当該部局の管轄区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上9ヶ月以内